

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	1/10	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	コンビニエンスストアにおける機構団信制度特約料収納に係る事務委託	
契約締結日	平成25年1月15日	
契約の相手方の商号又は名称	三菱UFJファクター株式会社	
入札経緯及び結果	平成24年10月25日 入札公告 平成24年11月28日 入札書受領期限 平成24年11月29日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(28日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
公告期間の延長等考えられる改善策は既の実施している。平成23年度も一者応札であったが、契約監視委員会において、更なる取組は困難である旨報告済みであり、機構の取組は妥当である旨判断されている。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	2/10	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	総合オンラインシステムの改修(団信制度拡充対応)業務	
契約締結日	平成25年1月21日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成24年12月10日(平成24年9月7日) 入札公告 平成25年1月10日(平成24年11月20日) 入札書受領期限 平成25年1月11日(平成24年11月21日) 開札 *()書きは初度入札の経緯。平成24年11月21日開札の結果、不落となったため再度公告入札を実施したもの。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。
(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	3/10	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	総合オンラインシステムの運用管理及び保守業務	
契約締結日	平成25年2月4日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成24年11月1日 入札公告 平成25年1月11日 入札書受領期限 平成25年1月15日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	4/10	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	総合オンラインシステムの改修(平成24年度下期制度改正・機能改善)業務	
契約締結日	平成25年2月6日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成24年11月16日 入札公告 平成25年2月1日 入札書受領期限 平成25年2月4日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。
(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	5/10	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	証券化システム運用等業務	
契約締結日	平成25年2月28日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
入札経緯及び結果	平成24年11月22日 入札公告 平成25年1月25日 入札書受領期限 平成25年1月28日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	6/10	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	平成25年度本店ビル等に係る廃棄物運搬処理の業務委託	
契約締結日	平成25年3月5日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社東京クリアセンター	
入札経緯及び結果	平成25年1月24日 入札公告 平成25年2月20日 入札書受領期限 平成25年2月21日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	競争参加資格を全等級に拡大した。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(23日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成23年度の入札が一者応札であったため、平成24年度第1回の契約監視委員会において、公告期間を16日以上に延長すること及び競争参加資格を全等級とすることの改善方策を実施することとされ、平成24年度の入札に当たり当該改善方策を実行したところであるが、結果的に一者応札となった。事業者からの聴き取りによれば、入札参加要件や手続きに支障があるのではなく、前回の落札価格等を考慮して参加しなかった等事業者側の事情によるものであった。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	7/10	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	北関東支店事務所(前橋市)管理業務委託	
契約締結日	平成25年3月11日	
契約の相手方の商号又は名称	東朋産業株式会社	
入札経緯及び結果	平成25年2月1日 入札公告 平成25年2月26日 入札書受領期限 平成25年2月27日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(20日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成23年度の入札が一者応札であったため、平成24年度第1回の契約監視委員会において、公告期間を20日以上に延長することの改善方策を実施することとされ、平成24年度の入札に当たり当該改善方策を実行したところであるが、結果的に一者応札となった。事業者からの聴き取りによれば、入札参加要件や手続きに支障があるのではなく、前回の落札価格等を考慮して参加しなかった等事業者側の事情によるものであった。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	8/10	
入札及び契約方式	企画競争	
契約の件名及び数量	平成25年度経営幹部・経営幹部候補者向け派遣研修	
契約締結日	平成25年3月25日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社グロービス	
応募経緯及び結果	平成24年12月20日 企画競争公告 平成25年1月29日 企画提案書提出期限 平成25年2月19日 企画提案書特定	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は20日以上(40日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	×	実施予定無し
⑥業者等からの聴き取り	○	企画提案書提出要請書を受領した業者のうち複数の業者から、提案書を提出しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成23年度以前も一者応募であったため、公告期間の延長等考えられる改善策は実施済みであり、契約監視委員会においても、研修目的達成ためには更なる取組は困難である旨報告済みであり、機構の取組は妥当である旨判断されている。業者からの聴き取りによれば、応募、参加要件や手続きに支障があるのではなく、事業者側の事情によるものであった。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	9/10	
入札及び契約方式	企画競争	
契約の件名及び数量	平成25年度ビジネスリーダー(管理職・中堅職員)向け派遣研修	
契約締結日	平成25年3月25日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社グロービス	
応募経緯及び結果	平成24年12月20日 企画競争公告 平成25年1月29日 企画提案書提出期限 平成25年2月19日 企画提案書特定	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は20日以上(40日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	×	実施予定無し
⑥業者等からの聴き取り	○	企画提案書提出要請書を受領した業者のうち複数の業者から、提案書を提出しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成23年度以前も一者応募であったため、公告期間の延長等考えられる改善策は実施済みであり、契約監視委員会においても、研修目的達成ためには更なる取組は困難である旨報告済みであり、機構の取組は妥当である旨判断されている。業者からの聴き取りによれば、応募、参加要件や手続きに支障があるのではなく、事業者側の事情によるものであった。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	10/10	
入札及び契約方式	企画競争	
契約の件名及び数量	平成25年度金融・証券関連専門講座派遣研修	
契約締結日	平成25年3月29日	
契約の相手方の商号又は名称	シグマベイスキャピタル株式会社	
応募経緯及び結果	平成24年12月20日 企画競争公告 平成25年1月29日 企画提案書提出期限 平成25年2月18日 企画提案書特定	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は20日以上(40日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	×	実施予定無し
⑥業者等からの聴き取り	×	公示の結果、入札説明書受領者が一者のみであったことから聞き取りは実施していない。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成23年度以前も一者応募であったため、公告期間の延長等考えられる改善策は実施済みであり、契約監視委員会においても、研修目的達成ためには更なる取組は困難である旨報告済みであり、機構の取組は妥当である旨判断されている。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。